

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保を図るため、①厚生年金基金について他の企業年金制度への移行を促進しつつ、特例的な解散制度の導入等を行うとともに、②国民年金について第三号被保険者に関する記録の不整合期間の保険料の納付を可能とする等の所要の措置を講ずる。

1. 法案の内容

1. 厚生年金基金制度の見直し（厚生年金保険法等の一部改正）

- (1) 施行日以後は厚生年金基金の**新設は認めない**。
- (2) 施行日から**5年間の時限措置として特例解散制度を見直し**、分割納付における事業所間の**連帯債務を外す**など、基金の解散時に国に納付する最低責任準備金の納付期限・納付方法の特例を設ける。
- (3) 施行日から**5年後以降は、代行資産保全の観点から設定した基準を満たさない基金**については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、**解散命令を発動できる**。
- (4) **上乗せ給付の受給権保全を支援**するため、厚生年金基金から**他の企業年金等への積立金の移行について特例**を設ける。

2. 第3号被保険者の記録不整合問題^(※)への対応（国民年金法の一部改正）

保険料納付実績に応じて給付するという社会保険の原則に沿って対応するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 年金受給者の生活の安定にも一定の配慮を行った上で、**不整合記録に基づく年金額を正しい年金額に訂正**
- (2) 不整合期間を「カラ期間」（年金額には反映しないが受給資格期間としてカウント）扱いとして、**無年金となることを防止**
- (3) 過去10年間の不整合期間の特例追納を可能とし、**年金額を回復する機会を提供**（3年間の時限措置）

(※) サラリーマン(第2号被保険者)の被扶養配偶者である第3号被保険者(専業主婦等)が、第2号被保険者の離職などにより、実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために、年金記録上は第3号被保険者のままとされていて不整合が生じている問題。

3. その他（国民年金法等の一部を改正する法律等の一部改正）

障害・遺族年金の支給要件の特例措置及び国民年金保険料の若年者納付猶予制度の期限を10年間延長する。

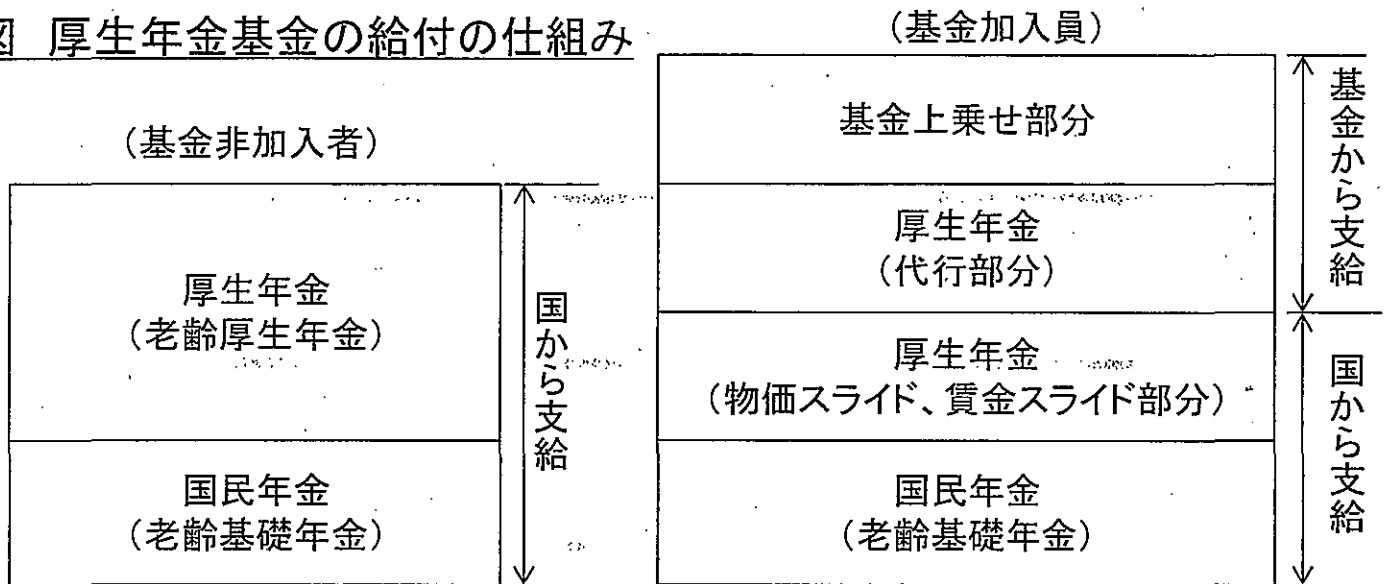
2. 施行期日

- 1は、公布日から1年を超えない範囲で政令で定める日
- 2は、公布日から1月を超えない範囲で政令で定める日((3)は施行から1年9月以内、(1)は施行から4年9月以内)
- 3は、公布日

【厚生年金基金】

厚生年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて設立される法人であり、老齢厚生年金の一部(物価スライドと賃金スライドを除いた部分)を代行し、これにさらに独自の上乗せ給付を行う。厚生年金基金の加入員と非加入員に支給される給付を比較すると図のようになる。給付に必要な掛金は事業主から徴収され、事業主と加入員が負担する。厚生年金基金を設立している事業主は政府に対して代行給付に見合う厚生年金保険の保険料の納付を免除され、代行相当分を含め基金が支給する給付に要する掛金を基金に納付する。

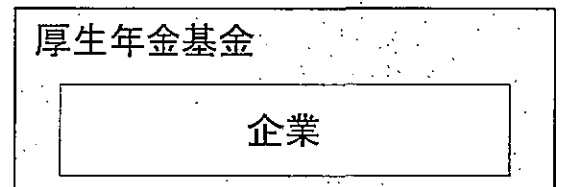
図 厚生年金基金の給付の仕組み



参考 厚生年金基金の設立の形態

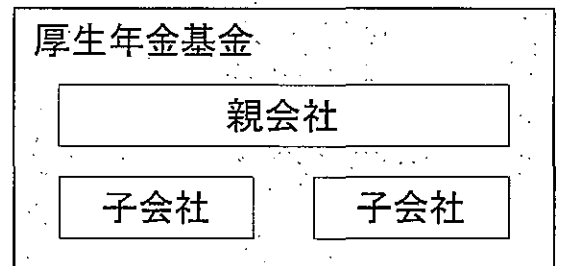
1 単独設立

: 設立時加入員規模1,000人以上
→一つの企業が単独で設立するもの



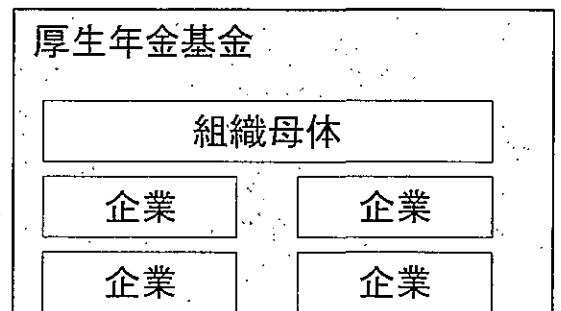
2 連合設立

: 設立時加入員規模1,000人以上
→企業グループが共同で設立するもの



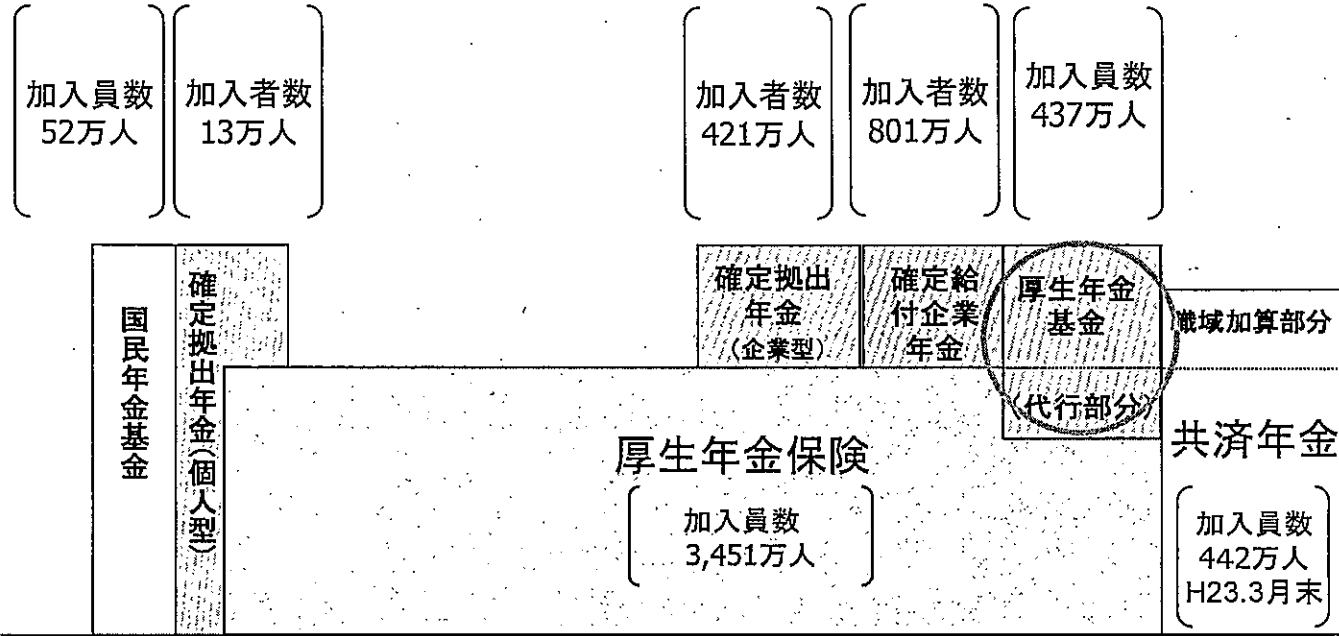
3 総合設立

: 設立時加入員規模5,000人以上
→同種同業の企業が、組織母体を中心に共同で設立するもの(地域単位や業界単位で、中小企業が集まって設立できる。)

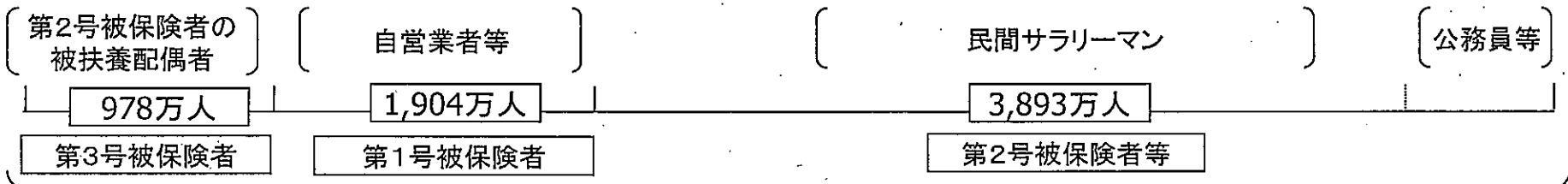


年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成24年3月末)



国民年金(基礎年金)



企業年金制度等の現状

○ 厚生年金基金

- ・加入員数 約440万人
- ・件数 577基金
- ・資産残高 約27兆円

〔厚生年金基金 約17兆円
企業年金連合会 約10兆円〕

○ 確定給付企業年金

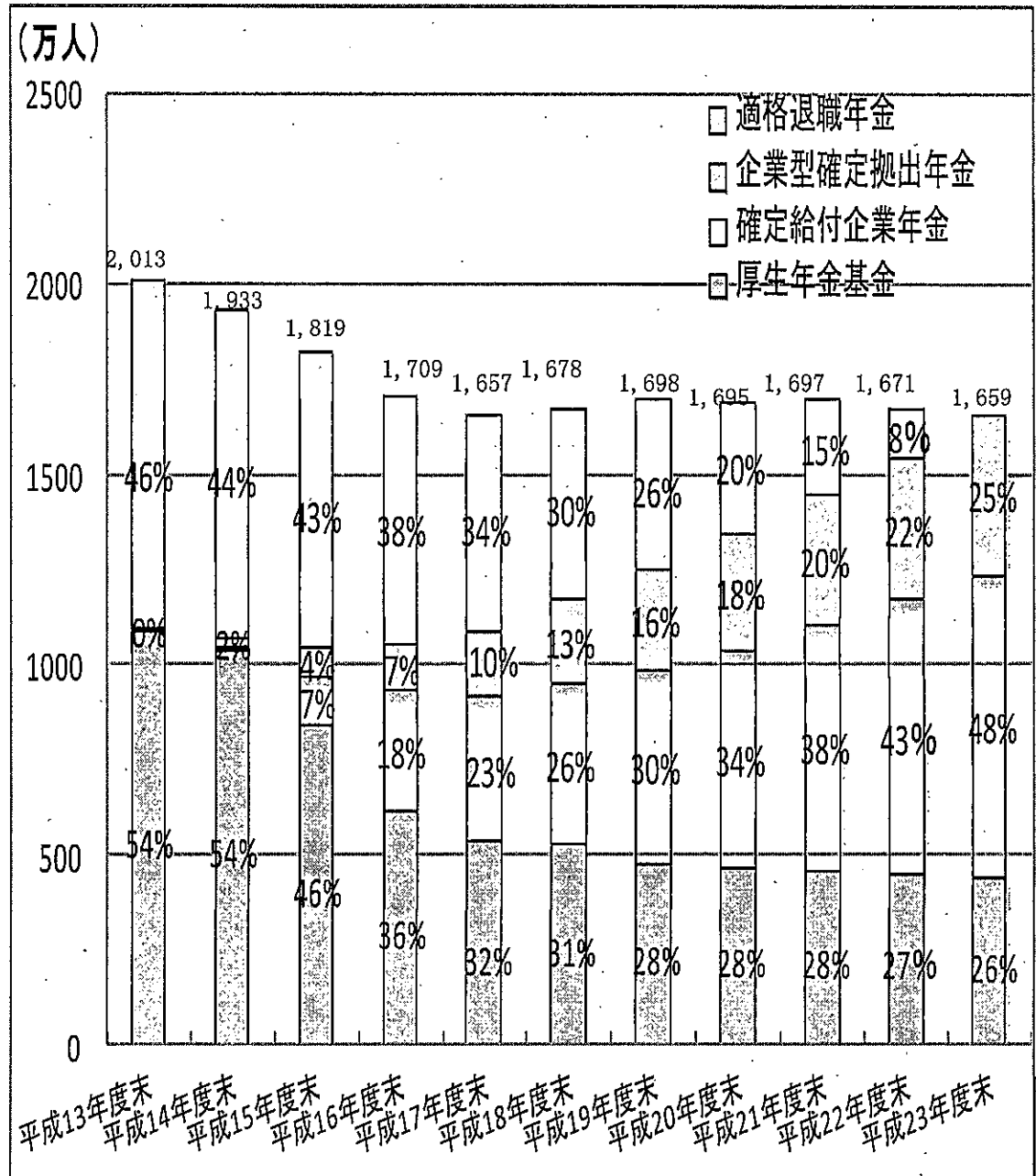
- ・加入者数 約800万人
- ・件数 14,985件
- ・資産残高 約45兆円

○ 確定拠出年金

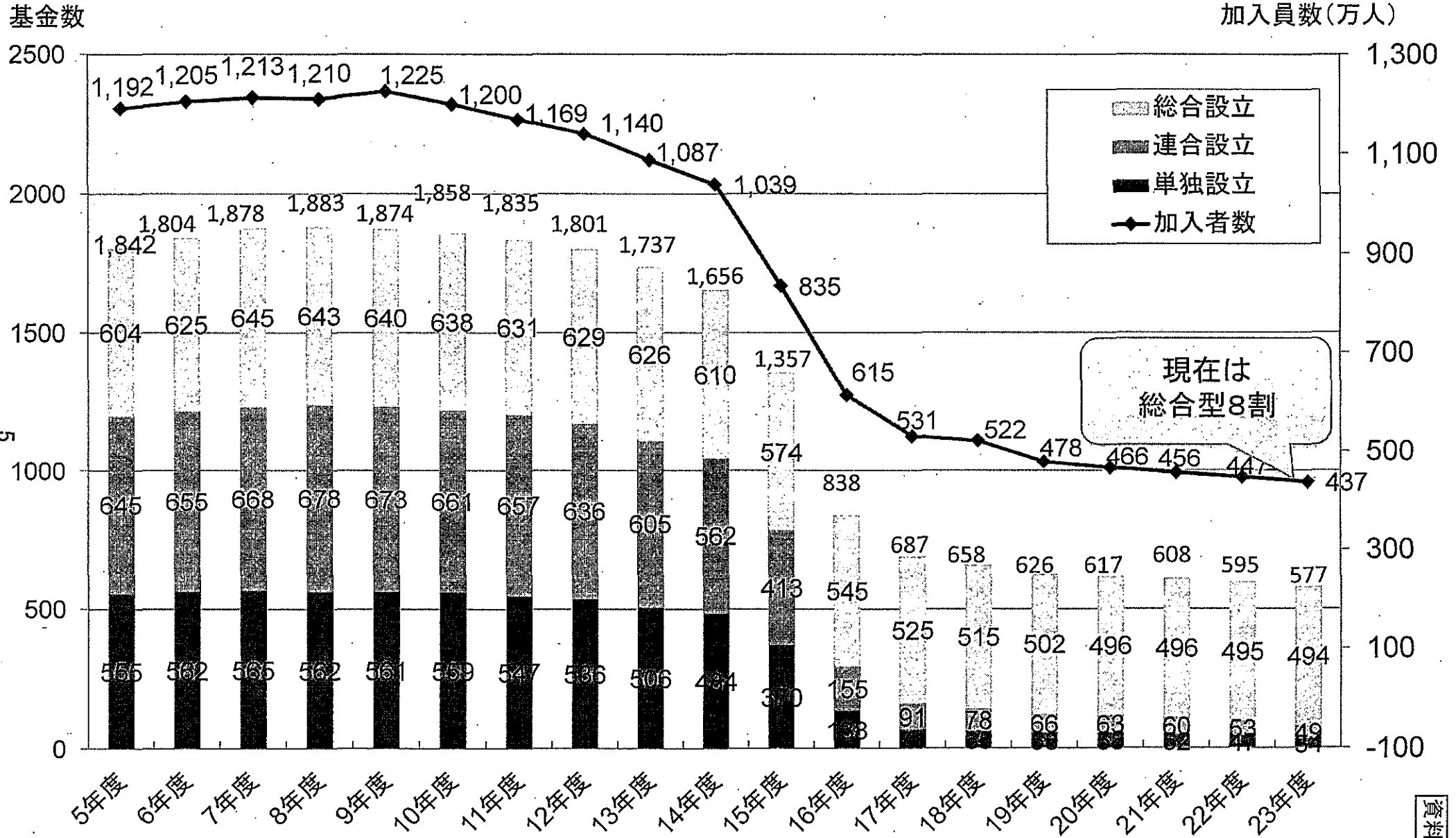
- ・加入者数 企業型 約420万人
個人型 約13万人
- ・件数 4,135件
- ・資産残高 約5兆5000億円

※ 数値は平成23年度末時点のもの。

※ 適格退職年金は2012年(平成24年)3月31日で廃止された。



厚生年金基金数と加入員数



現在は
総合型8割

H14年度以降の解散302、代行(過去)返上839基金

厚生年金基金制度改革の基本構造

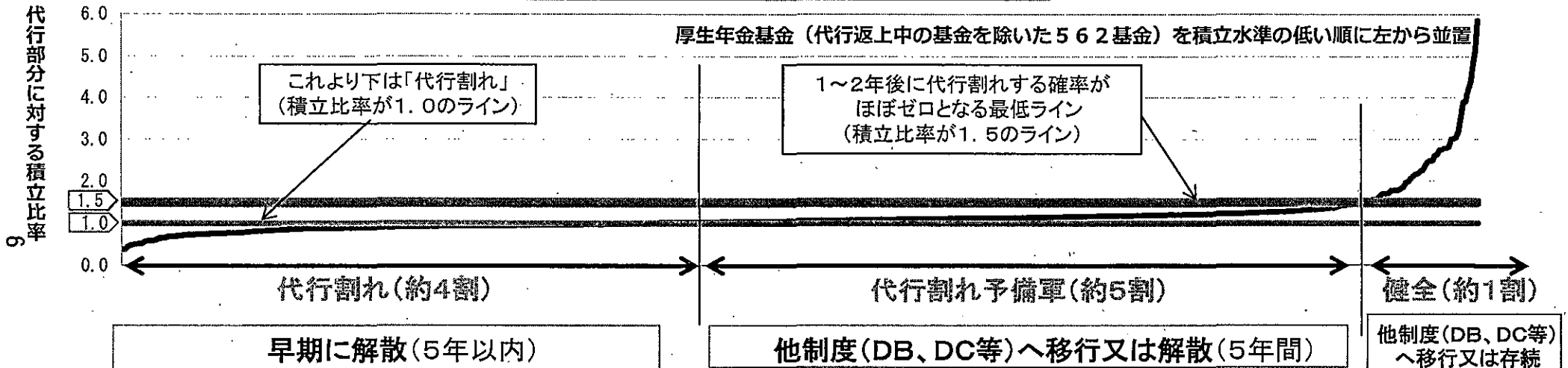
厚生年金被保険者を含めたリスクの
分かち合いによる代行割れの早期解決



代行割れを再び起こさない
ための制度的措置

代行割れリスクの度合いに応じた対応

(注)DB:確定給付企業年金
DC:確定拠出年金



主な対策

- ※厚年本体との財政中立を基本
- ※公費(税)投入は行わない
- 分割納付の特例
 - ・事業所間の連帯債務外し
 - ・利息の固定金利化
 - ・最長納付期間の延長(現行最長15年)
- 納付額の特例(=現行特例解散と同じ)
- 解散認可基準の緩和
- 「清算型解散」の導入

主な対策

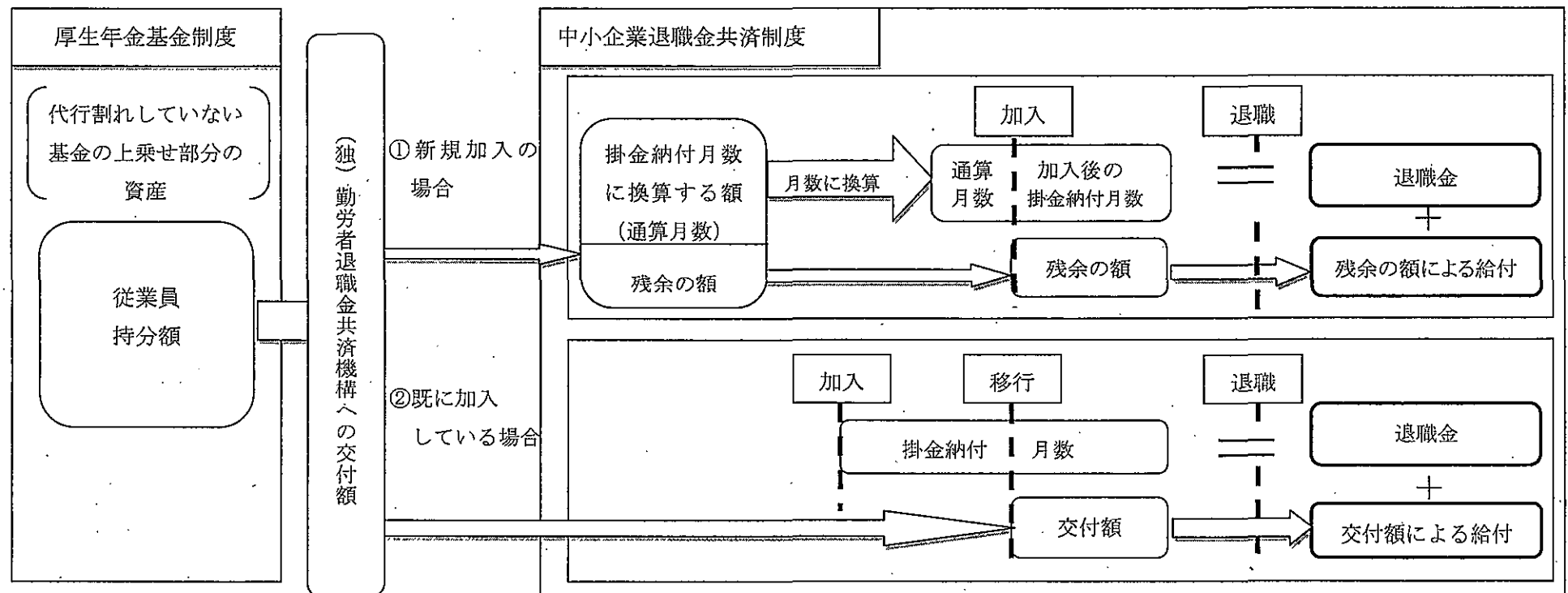
- 上乗せ資産を他制度(DB、DC、中退共)に持ち込んで移行
 - ・解散後、事業所(企業)単位で既存のDBや中退共へ移行できる仕組みを創設
 - ・移行後の積立不足を掛金で埋める期間の延長
 - ・簡易な制度設計(例:数値計算)で設立できるDBの対象拡大 など
- 解散認可基準の緩和 など
- ※施行日から5年後以降は代行保全の観点から設定した基準を満たさない基金には厚労大臣が第三者委員会の意見を聴いて解散命令を発動できる。

厚生年金基金制度から中小企業退職金共済制度への移行について

厚生年金基金制度が解散し、他の企業年金制度等に移行する場合、中小企業退職金共済制度への移行も可能とする。

移行の仕組みは下図のとおり。

<移行の仕組み>



①新規加入の場合

- ・「掛金納付月数に換算する額」は、加入時の掛金月額に応じて月数に換算し（基金加入期間の月数が限度）、掛金納付月数に通算。
- ・換算した後の「残余の額」は、政令で定める利率（年1%を予定）を付して、退職金額に加える（付加退職金相当分も考慮）。

②既に参加している場合

- ・(独) 勤労者退職金共済機構の交付額全額について、政令で定める利率（年1%を予定）を付して、退職金額に加える（付加退職金相当額も考慮）。